平成２６年（フ）第１４３９号
名古屋市中川区中野新町４丁目41番地の２
債務者　奥村千賀子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０９号
名古屋市守山区向台２丁目2411番地　向台ハイツ205号
債務者　伊藤　幹男
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９号
愛知県一宮市浅野字水法55番地２
債務者　泗水　成一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９０号
愛知県一宮市浅野字水法55番地２
債務者　泗水節子こと　崔　　海仙
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８５号
愛知県稲沢市陸田宮前１丁目３番地17
債務者　杉本　純子（旧姓幡司）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３０号
愛知県一宮市多加木３丁目２番10号　フォレスト一宮203号
債務者　八田　育代
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２５４号
愛知県一宮市起字本陣山1175番地１　フラッツ起Ｂ棟103号
債務者　渡辺太三郎こと　渡邉太三郎
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０６号
香川県高松市木太町1856番地４　県住３―503
債務者　戸田沙弥香
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―713号
債務者　初鹿野康子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５６４号
仙台市青葉区高松１丁目５番20号　小島アパート206
債務者　小澤　広美（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７０号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目18番24号　サンハイツ泉202、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字町裏42番地の38
債務者　堤　　義男
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
茨城県筑西市下中山607番地６　グレイスＢ201、前住所茨城県筑西市樋口180番地６
債務者　赤羽とも子（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７９号
茨城県筑西市村田1709番地２
債務者　瀧澤　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８０号
茨城県猿島郡五霞町大字新幸谷466番地４、前住所埼玉県越谷市大沢1289番地１　アルカディアマンション302
債務者　前原　志穂（旧姓四家）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８４号
茨城県下妻市長塚208番地３、前住所茨城県下妻市下木戸247番地14
債務者　木瀬みね子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１８５号
茨城県下妻市長塚208番地３、前住所茨城県下妻市下木戸247番地14
債務者　木瀬　良太
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部